

1 名古屋市医療的ケア児保育支援事業について

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童について、必要な医療的ケア及び児童の状態等に応じ、医療的ケア及び保育を行っていく事業です。

平成28年5月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は医療的ケア児が保健、医療、福祉その他の各関連分野支援を受けられるよう、各機関の連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととなりました。また、令和3年6月に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するため「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。同法において、各地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援にかかる施策を実施する責務を有すると規定されています。

名古屋市では、令和元年度より公立保育所において「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施し、検証を進めてきました。これらの背景を踏まえ、名古屋市では保育所等において適切な保育環境を整えて医療的ケア児を安全に受け入れ、発達に応じた保育を実施することを目的として、令和4年度より、「名古屋市医療的ケア児保育支援事業」として本格実施をしており、今後も保育の実施状況を検証しつつ、適宜見直しを図っていきます。

保育所等は保育を提供する場であることから、医療的ケア児がクラスの中の一人として、生活できるよう、医療的ケア及び保育を行っていきます。

2 事業者登録申請

名古屋市医療的ケア児保育支援事業看護職労働者派遣事業者登録等実施要綱及び名古屋市公立保育所における医療的ケア看護職労働者派遣仕様書をご確認の上、要綱に定める名古屋市医療的ケア児保育支援事業看護職労働者派遣事業者登録等申請書（第1号様式）及び必要書類をご提出ください。

ご提出後、内容を審査した結果を通知いたします。

3 契約期間

契約日～契約日の属する年度の3月31日までとなります。

翌年度以降の契約更新については、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び翌年度予算の状況等を踏まえ、翌年度以降の契約更新について協議し、年度ごとに契約限度額を決定します。

4 登録内容の変更

登録内容の変更等があった場合は要綱に基づき、変更事項に応じて、医療的ケア児保育

支援事業登録変更届（第4号様式）と、関連するその他市長が必要と認める書類を提出してください。

5 登録の取り消し

次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部または一部を取消すことがありますので、ご注意ください。

- ① 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- ② 要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。
- ③ 要綱第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

6 登録の辞退

事業の全部または一部を実施できなくなったときは、要綱に定める医療的ケア児保育支援事業登録辞退届（第6号様式）に医療的ケア児保育支援事業登録決定通知書（第2号様式）を添付して、届け出てください。

7 契約までの流れ

医療的ケア児保育支援事業登録決定通知書（第2号様式）により登録が決定した後、本市と協議の上で業務委託契約書を作成します。その際、本市の予算状況、対象子ども及び当該公立保育所の状況等を勘案の上、派遣を依頼する予定時間数を協議の上で決定し、当該年度の契約限度額を決定します。

翌年度以降の契約更新については、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び翌年度予算の状況等を踏まえ、翌年度以降の契約更新について協議し、年度ごとに契約限度額を決定します。

8 派遣依頼について

（1）派遣の依頼について

本事業の対象子どもが公立保育所に在籍もしくは新規入所予定であり、看護職労働者派遣が必要と認められた場合において、本市より派遣を依頼します。

本事業の対象子どもについては、医療的ケアの実施及び健康状態の観察を行う必要があります。健康状態の変化・異変等に気付いた場合は速やかに園長（または看護保健職、担任保育士）に報告を行う必要があります。対象子どもの疾患や障害の程度、必要とする医療的ケアは個人で大きく異なり、対象子どもの平常の様子を把握していただく必要があります。そのため、派遣を依頼する際には、できるだけ継続して派遣に応じることが

可能と見込まれる派遣労働者や、当該公立保育所へ派遣された経験のある派遣労働者を優先し依頼をすることがあります。

対象子どもが当日体調不良等で欠席となる際には、対象子ども以外の医療的ケア児のケアや保育業務をお願いする場合があります。対象子どもが予定外の欠席となる日も、原則として当該公立保育所で勤務をしていただく想定をしています。

(2) 派遣の依頼停止について

本事業の対象子どもについては、長期の欠席や、保護者の引っ越し等による転園、手術や回復により医療的ケアが不要になる等、やむを得ない事情で派遣の依頼を停止することがあります。

長期の派遣の停止を依頼する際には、30日前には本市から事業者へ通知を行います。本市より電話で報告を行い、報告日が0日目、翌日が1日、と数え、31日目の日から停止できることとします。停止までの30日の期間中に、他の園で本市が派遣を依頼したい日があれば、その園に優先的に派遣できるよう、本市と調整します。

(3) その他

本事業の対象子どもは、原則4月1日入所を基本としており、それに伴い派遣の依頼も4月1日からを基本としていますが、年度途中の入園児や、在園児で医療的ケアが必要となった場合等、年度の途中で派遣の依頼が発生する場合があります。その際は、対象児が保育に欠けることが無いよう、各登録事業者と協議の上、早急に派遣を依頼します。

9 委託料について

委託料単価は2,780円（消費税及び地方消費税を含まない）です（税込の委託料単価は3,058円）。委託料単価のうち、金1,930円以上を直接人件費として、業務に従事する看護職労働者の勤務1時間当たりの報酬等に充ててください。

なお、物価上昇ややむを得ない事情で単価の改定の必要が生じたときには、別途登録事業者と協議の上、単価設定の見直しを実施します。

当該単価には通勤交通費を含みます。

10 留意事項

対象子どもの新規入所状況や、年度の途中での対象子どもの発生状況等に応じて、本事業による派遣の依頼が決定します。そのため、本事業への登録を行ったとしても、実際の派遣の依頼が無い場合や、契約書で取り決めた予定時間数に達しない場合があります。また、本市が派遣の依頼をしたにも関わらず、派遣労働者が見つからない場合等には、他の登録事業者へ派遣の依頼を切り替えることがあります。